

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◇規則 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- ◇告示 昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号の一部改正
家畜商法による講習会の開催
- ◇公告 高圧ガス販売主任者試験の実施

規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十七号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条企画室の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地方行政連絡会議に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十八号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「河川管理員」を「河川監理員」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

示

鳥取県告示第三百四十五号

昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号（鳥取県指定金融機関等の名称、位置、出納区域及び取扱事務について）の一部を次のように改正し、

昭和四十年七月十六日から施行する。

昭和四十年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

表以外の部分中「及び第三項」及び「及び鳥取県指定代理金融機関」を削る。

名称の欄中「鳥取県指定金融機関」を削る。

株式会社山陰合同銀行大阪支店の項から株式会社第一銀行虎ノ門支店の項までを次のように改める。

株式会社山陰合同銀行東京支店 東京都中央区日本橋兜町二丁目

東京都 収納及び支払事務

株式会社山陰合同銀行大阪支店 大阪市東区本町四丁目

大阪市

収納及び支払事務

株式会社山陰合同銀行広島支店 広島市立町

広島市 収納事務

鳥取県告示第三百四十六号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の三第一項の規定により告示する。

昭和四十年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開催の日時及び場所

開催の日時 開催の場所

七月二十二日 八時三十分から 東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
十七時まで

〃 二十三日 〃 〃

二 講習の科目及び時間

講習の科目 講習の時間

家畜の取引に関する法令 四時間

家畜の品種及び特徴 〃

家畜の悪へき、機能障害及び疾病 六時間

三 受講申込みの方法

別記様式による家畜商講習会受講申込書に講習手数料として五百円分の鳥取県収入証紙をはりつけ、七月十七日までに所轄地方農林振興局の長を経由して、知事に提出すること。

別記様式

家畜商講習会受講申込書

収入証紙
はりつけ欄

年 月 日

鳥取県知事 石破二朗 殿

住所

氏名

印

家畜商法第3条第2項第1号の規定により開催される家畜商講習会を受講したいので申し込みます。

公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和40年度第1回高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。
昭和40年7月2日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類、科目及び時間

| 試験の種類 | 試 験 の 科 目 | 試験の時間 |
|---------------------|--|---------------------------|
| 第1種高圧ガス販売主任者免状に係る試験 | 高圧ガスの取締りに関する法令 高圧ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術 | 9.30~11.00 11.10~12.40 |
| 第2種高圧ガス販売主任者免状に係る試験 | 高圧ガスの取締りに関する法令 高圧ガスの販売に必要な基礎的な保安管理の技術 | 9.30~11.00 11.10~12.40 |

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和40年8月29日(日曜日)
- (2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1-220 鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

- (1) 受験願書 高圧ガス取締法施行規則(昭和26年通商産業省令第68号。以下「規則」という。)別表第19の2の様式によること。
- (2) 履歴書 規則別表第20の様式によること。
- (3) 写 真 手札形台紙付きとし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。

4 受験手数料

第1種高圧ガス販売主任者免状に係る試験を受ける者にあつては700円分、第2種高圧ガス販売主任者免状に係る試験を受ける者にあつては500円分の鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけ、消印しない

こと。

5 受験願書受付期間

昭和40年7月2日から昭和40年7月31日まで

6 受験票

受験願書を受け付けた者には、受験票を交付する。